

制度提言・論点整理

自然人発明者不在型 AI 生成成果の 権利帰属

— 「法定原始取得主体」という制度案 —

2026 年 7 月



弁理士法人 M&Partners

<https://mpip.jp/jp/>

自然人発明者不在型 AI 生成成果の権利帰属

－「法定原始取得主体」という制度案－

2026 年 7 月

弁理士法人 M&Partners

要旨

本稿は、自然人による創作的寄与を認定できない AI 生成の技術的成果について、仮に将来何らかの排他的保護制度を設ける場合の権利取得主体を検討するものである。自然人の創作的寄与が認められる AI 支援発明は従来の発明者認定及び職務発明制度によって処理すべきことを前提とし、自然人発明者不在型 AI 生成成果については、適法な権限、成果の選択、合理的な技術評価及び権限ある出願決定等の要件を満たす自然人又は法人を「法定原始取得主体」として位置付ける制度案を提示する。併せて、無権限取得者による出願、自然人発明者の隠蔽防止、申告・記録保存義務、情報開示の範囲及び大量出願への対応を検討する。

キーワード：AI 生成発明、DABUS、発明者、特許を受ける権利、権利帰属、法定原始取得主体、職務発明

本稿は、文責、AI 生成成果の利用責任及び自然人発明者不在型 AI 生成成果の権利帰属について個別に公表した一連の記事を横断して再構成し、加筆したものである。現行法の解釈又は個別案件に対する法的助言を目的とするものではない。

本稿は筆者の考えを基に、ChatGPT 5.6 を用いて構成・推敲したものである。内容の主張と判断は筆者による。

1. 問題提起：DABUS 事件と現行法上の権利帰属

(1) AI を発明者とする議論が提起した問題

近年、生成 AI その他の AI システムが、自然人による具体的な創作的寄与を伴わずに技術的成果を生成し得るのではないかという問題が議論されている。

その象徴的な事例が、いわゆる DABUS 事件をはじめとする一連の特許出願及び訴訟である。

各国の特許庁及び裁判所では、主として、AI を発明者として表示し得るか、AI が生成した成果について誰が特許を受ける権利を取得し得るかが争われた。

日本では、2025 年 1 月 30 日の知的財産高等裁判所判決が、現行特許法上、特許を受ける権利は原則として自然人である発明者に発生し、一定の職務発明について使用者等へ原始帰属することはあっても、自然人発明者を介さずに AI システムの所有者や利用者へ権利を発生させる規定はないとの判断を示した。

この判断は、現行法の構造を踏まえたものと理解できる。

他方で、AI が生成した技術的成果について、将来どのような保護制度を設けるべきかという立法政策上の問題まで解決したものではない。

AI を人間と同様の発明者として取り扱うこととは別に、自然人発明者を認定できない技術的成果について、誰に、どのような条件で、どのような権利を認めるべきかを検討する余地がある。

(2) 文責の議論から得られる示唆とその限界

本稿の問題意識は、生成 AI を利用して作成された文章等について、誰が責任を負うのかという「文責」の検討から生じたものである。

文章、画像、プログラムその他の成果物について、「AI により作成された」と表示することと、その成果物を公表、提出又は提供したことについて誰が責任を負うかは、別の問題である。

生成 AI は成果物を作成する手段にはなり得るが、それ自体が、現行法上、権利や義務を引き受ける主体となるわけではない。

したがって、生成 AI の出力を選択し、自己又は組織の名で公表、提出又は提供することを決定した者については、その具体的な行為に応じた責任を検討する必要がある。

もっとも、このことから直ちに、権利を取得する主体と、成果物に関するあらゆる法的責任を負う主体とが一致しなければならないという結論が導かれるわけではない。

特許権者、発明の実施者、製造者、AI サービスの開発者又は提供者は、それぞれ異なる場合がある。

製品事故、著作権侵害、個人情報、営業秘密、契約責任その他の問題については、それぞれの法律及び具体的な行為に基づいて責任主体を判断すべきである。

本稿で検討するのは、一般的な法的責任の集中ではなく、自然人発明者不在型 AI 生成成果について権利取得資格を認める主体と、その主体に課すべき特許制度固有の義務との関係である。

2. AI 支援発明と自然人発明者不在型成果

AI が利用された発明のすべてについて、自然人発明者が存在しないわけではない。

人が具体的な技術的解決思想を提示し、それをプロンプト等に具体化した場合や、AI の複数の出力を技術的洞察に基づいて選択、組合せ又は修正した場合には、その人が発明の特徴的部分の完成に創作的に寄与したと評価される可能性がある。

追加実験や修正によって初めて技術的思想が完成した場合も同様である。

これらは通常の AI 支援発明として、従来の発明者認定及び職務発明制度によって処理すべきである。

本稿が対象とするのは、生成記録その他の客観的資料を検討しても、請求項に係る技術的特徴部分の具体化に創作的に寄与した自然人が存在しないと認められる技術的成果である。

以下では、これを「自然人発明者不在型 AI 生成成果」と呼ぶ。

単に記録が不足しているために発明者を確認できない場合まで、この類型に含めるべきではない。

記録を残さなかった者が有利になる制度は、発明者の隠蔽、真の発明者の排除又は職務発明制度の回避を招くおそれがある。

したがって、自然人発明者不在型 AI 生成成果として取り扱うためには、生成、選択、修正、評価及び出願決定の過程を、一定の客観的記録に基づいて確認できることを前提とすべきである。

3. そもそも排他的保護が必要か

自然人発明者不在型 AI 生成成果について、権利を誰に帰属させるかを考える前に、そもそも排他的保護を設ける必要があるかを検討しなければならない。

AI 自体に発明への動機付けを与える必要はない。

他方、AI が出力した技術的成果について、人又は組織が技術的評価、追加研究、実験、規制対応、製品化及び出願を行うには、相応の人的・経済的コストを要する。

排他的保護が存在しない場合、技術分野や事業形態によっては、事業者が成果を営業秘密として管理し、技術情報の公開が進まない可能性がある。

この点は、一定の保護制度を設ける政策的根拠の一つとなり得る。

他方、AIが低コストで大量の技術的成果を生成できるようになれば、通常の特許権と同じ内容及び期間の特許権を一律に付与することにより、出願の急増、審査負担、権利集中又はパテント・シケットを招くおそれもある。

したがって、選択肢は通常の特許権を付与することだけではない。

例えば、次のような制度が考えられる。

- ・排他的保護を設けない
- ・通常の特許権より短い保護期間とする
- ・権利範囲又は差止請求権を限定する
- ・通常の特許権とは異なる登録制度を設ける
- ・一定の実施許諾義務又は裁定制度を設ける
- ・通常の特許権より高い出願、登録又は維持に係る手数料を設定する

これらの制度が適切かは、AIによる技術的成果の生成実態、産業分野への影響、審査負担及び競争政策等を踏まえて判断する必要がある。

本稿で検討するのは、仮に何らかの排他的保護制度を設けるとした場合に、その権利取得主体をどのように構成すべきかという点である。

4. 「法定原始取得主体」という考え方

(1) AIシステムの所有者でも、単なる入力者でもない

AI生成成果について権利を設けるとしても、その権利をAIシステムの所有者へ当然に帰属させることには疑問がある。

汎用的なAIシステムの所有又は提供と、個別の技術的成果を選択し、評価し、権利化する行為との間には、大きな隔たりがあるからである。

また、プロンプトを入力した者へ当然に帰属させることも適切ではない。

組織の方針や上司の具体的な指示に従い、従業者が単にプロンプトを入力したにすぎず、その入力、選択又は修正が発明の特徴的部分への創作的寄与を含まない場合、その者は補助的作業を行ったにとどまる。

このような観点から、一定の客観的要件を満たした自然人又は法人を、法律上の権利取得主体として位置付ける制度を構想する余地がある。

(2) 法定原始取得主体の定義

本稿では、このような制度上の権利取得主体を、便宜上「法定原始取得主体」と呼ぶ。

法定原始取得主体とは、自然人発明者不在型 AI 生成成果について、法律が定める要件を満たしたことにより、特許を受ける権利又はこれに相当する権利を、自然人発明者を介することなく直接取得する主体をいう。

この考え方は、発明者と認定されるほどの創作的寄与は認められないとしても、当該成果の技術的意義を理解し、権利化を検討するに値する技術的成果であるかを評価した上で、出願について責任ある判断を行った者に、一定の法的地位を認め得るとの考え方に基づく。

(3) 権利取得要件又は判断要素の候補

以下は、すべてを当然に必須要件とする趣旨ではなく、権利取得資格の判断要素又は制度上の義務として検討し得る候補である。制度設計に応じて、権利の発生要件、存続要件又は権利行使の条件として位置付けることが考えられる。

整理上、1―6 は主として権利取得資格に関する事項、7―8 は主として制度固有の義務に関する事項である。

1. 適法な権限

当該成果の生成に係る研究開発又は AI 利用について、契約、勤務関係、委託関係、共同研究規程その他の根拠に基づく適法な権限を有していること。

2. 技術的内容の理解

当該成果の技術的内容、作用効果及び技術的意義を理解していること。

3. 成果の選択

AI が生成した複数の成果の中から、特定の成果を権利化又は保護の候補として選択したこと。

4. 合理的な技術評価

当該成果について、先行技術との関係を含む合理的な技術評価を行ったこと。

ここで要求される評価の内容及び程度については、技術分野、組織規模及び出願段階等を踏まえて検討する必要がある。

5. 自然人による創作的寄与の調査

生成、選択、修正及び評価の過程を確認し、請求項に係る技術的特徴部分について、自然人による創作的寄与が存在するかを誠実に調査したこと。

6. 権限ある出願決定

自然人の場合には本人が、法人の場合にはその権限規程に従った権限ある者又は機関が、出願を決定したこと。

7. 必要な申告

AI の関与、自然人の寄与及び権限関係について、法律が求める範囲で必要な申告を行うこと。

8. 記録の保存

生成、選択、修正、評価及び出願決定の過程について記録を作成し、一定期間保存すること。

当事者が単に「自己の成果として採択した」と表明しただけで、当然に権利が発生する制度を想定すべきではない。

成果の選択、合理的な技術評価、自然人の寄与の確認及び権限ある出願決定等を、法律が定める権利取得要件を構成する事実として位置付け、所定の要件を満たした主体に権利を原始的に帰属させる制度を構想することが考えられる。

5. 組織とプロンプト入力者

法人が研究開発を企画し、その権限及び費用の下で AI を利用し、生成成果を技術的に評価した上で、法人として出願を決定した場合には、その法人を法定原始取得主体とすることが考えられる。

単にプロンプトを入力した従業者は、その行為に創作的寄与がない限り、発明者にも法定原始取得主体にもならない。

もっとも、従業者が独自の技術的着想をプロンプトに組み込み、AI 出力を技術的洞察に基づいて修正又は発展させた場合は別である。

その場合は、自然人である発明者が存在する AI 支援発明として、通常の発明者認定及び職務発明制度を適用すべきである。

企業等が、従業者の発明者性や職務発明上の処遇を回避するために、通常の AI 支援発明を自然人発明者不在型 AI 生成成果として扱うことを防ぐ措置も必要となる。

例えば、発明者性の調査義務、従業者からの異議申立手続、生成記録の保存義務又は虚偽申告に対する制裁等が考えられる。

6. 無権限取得者による出願

他人又は他組織が適法な権限の下で取得した AI 生成成果を無断で入手し、第三者が先に出願した場合、その者を単に先願者として保護することは適切ではない。

このような場合には、法定原始取得資格を有しない者による「無資格出願」として、拒絶又は無効の対象とする制度を設けることが考えられる。

また、正当な法定原始取得主体に対し、出願人の地位又は特許権の移転を請求する権利を認めることも選択肢となる。

誰が正当な主体であるかは、成果生成前から存在する契約、共同研究規程、勤務関係、委託関係、研究開発上の管理権限及び AI サービスの利用権限等によって判断することになる。

一方、複数の主体が互いに独立して同一の発明を生成し、それぞれ法定要件を満たした場合には、先願主義によって調整する余地がある。

したがって、無権限取得者による先取りは排除するが、独立した適格主体間の競合まで否定するものではない。

7. 権利取得資格と制度固有の義務

法定原始取得主体に、AI 生成成果に関するあらゆる責任を集中させるべきではない。

法定原始取得主体に制度上対応させるべきものは、特許制度又は新たな保護制度に固有の義務である。

例えば、次のような義務が考えられる。

- ・ AI の関与及び自然人の寄与について真実を申告する義務
- ・ 成果生成及び選択過程を記録し、保存する義務
- ・ 権限関係を説明する義務
- ・ 紛争時に必要な証拠を提出する義務
- ・ 自然人発明者の存在が判明した場合に訂正又は届出を行う義務

故意に自然人発明者を隠した場合、権限関係を偽った場合又は重要な記録を意図的に破棄した場合には、拒絶、無効、権利行使の制限その他の制裁を設けることが考えられる。

ただし、制裁の内容及び程度は、違反の故意、重大性、第三者への影響及び手続上の是正可能性を考慮して設計する必要がある。

一律に権利を無効とすることが適切か、訂正又は追完を認めるべき場合があるかについても検討を要する。

8. 記録保存と情報開示の区別

プロンプト、生成ログ、使用モデル、入力データその他の情報をすべて公衆に開示すると、営業秘密、個人情報、第三者の権利及びセキュリティ上の問題が生じる。

したがって、次の三つは区別して制度設計すべきである。

1. 公衆への表示

特許公報等において、AI が成果生成に関与したことや、本制度を利用したことを、どの範囲で表示するか。

2. 組織内部での記録保存

生成、選択、修正、評価及び意思決定の過程について、組織内部でどの程度の記録を保存するか。

3. 特許庁又は裁判所への証拠提出

権利取得資格又は発明者性が争われた場合に、秘密保持手続の下で、どの範囲の記録を提出させるか。

すべての記録を出願時に提出させる制度は、出願人及び特許庁双方の負担を過度に増大させる可能性がある。

出願時には必要最小限の申告を求め、詳細な記録は出願人が保存し、必要な場合に提出させる制度も考えられる。

9. 大量出願及び制度濫用への対応

AIによる技術的成果の一次生成コストが低下すれば、大量の出力を十分に評価しないまま出願する行為が増加する可能性がある。

もっとも、法定原始取得主体の要件として、合理的な技術評価、自然人の寄与の調査、権限ある出願決定及び記録保存を求めることは、一定のスクリーニング機能を果たし得る。

ただし、これらの要件だけで大量出願を十分に防止できるかは不明である。

必要に応じて、次のような追加措置も検討対象となる。

- ・ 出願、登録又は維持に係る手数料の設定
- ・ 簡易な登録制度と実体審査制度の区別
- ・ 同一主体による大量出願に対する追加手数料
- ・ 通常の特許権より限定された保護期間又は権利範囲
- ・ 差止請求権の制限
- ・ 強制実施許諾又は裁定制度
- ・ 一定期間内の実施又は利用報告

これらはいずれも本制度の必須要素ではなく、制度の必要性及び社会的影響を踏まえて検討すべき選択肢である。

10. おわりに

AI生成成果の権利帰属については、AIシステムの所有者、利用者、開発者又はAIに発明を生成させるために必要な手配をした者へ帰属させる考え方など、様々な議論が存在する。

本稿で検討した「法定原始取得主体」は、これらの議論を、個別成果についての適法な権限、技術的評価、権限ある出願決定並びに制度固有の申告及び記録保存義務という観点から再構成しようとするものである。

自然人の創作的寄与が認められる場合には、従来どおり発明者認定及び職務発明制度によって処理すべきである。

他方、そのような自然人が存在しない AI 生成成果については、まず排他的保護そのものの必要性から検討する必要がある。

仮に何らかの排他的保護制度を設けるのであれば、AI を人間と同様の発明者として扱うのでも、AI システムの所有又は単なる操作のみを理由として権利を帰属させるのでもなく、客観的要件及び制度固有の義務を満たした自然人又は法人を「法定原始取得主体」として位置付ける制度は、検討対象となり得る。

もっとも、本制度案については、次のような論点が残されている。

- ・ 権利発生時期
- ・ 権利の内容及び保護期間
- ・ 共同研究及び委託研究との関係
- ・ 優先権及び出願前譲渡との整合性
- ・ 権利移転及び承継の方法
- ・ 独立生成された同一発明の取扱い
- ・ 発明者性を争う手続
- ・ 虚偽申告及び記録不足に対する制裁
- ・ 大量出願及び権利集中への対応
- ・ 営業秘密及びセキュリティに配慮した証拠提出制度

「法定原始取得主体」は、これらの問題に対する確定的な解決ではなく、自然人発明者不在型 AI 生成成果について、AI を発明者として擬制することなく権利取得主体を構成するための制度上の選択肢の一つである。

参考資料・本稿の位置付け

- ・ 知的財産高等裁判所 2025 年 1 月 30 日判決（DABUS 事件）
- ・ M&Partners ブログ「自然人発明者不在型 AI 生成成果を誰に帰属させるべきかー「法定原始取得主体」という制度案」（2026 年 7 月 27 日）

本稿は、上記ブログ記事を含む関連する議論を統合し、制度設計上の論点を追加して再構成したものである。